

## 固有種保全に係る外来種防除等業務委託仕様書

### 1. 業務の目的

本業務は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律又は宮古島市自然環境保全条例に指定されている希少種や宮古固有種等を保全するため、その生息を脅かす外来種の防除及び防除対策等(以下「防除等」という。)をすることにより、宮古の生物多様性及び生態系を維持保全していくことを目的とする。

### 2. 実施場所

市内全域(市が指定する場所)

### 3. 業務の期間

契約日の翌日から令和7年3月31日

### 4. 業務実施者

業務にあたる者は、宮古島市長(以下「委託者」という。)が業務委託契約を行う者(以下「受託者」という。)とする。

### 5. 防除等対象外来種(環境省の総合対策外来種及び沖縄県重点対策種)

例

ヤエヤマシガメ	(国:重点対策外来種)
ティラピア類	(国:その他の総合対策種)
グッピー	(国:その他の総合対策種)
アフリカマイマイ	(国:重点対策外来種)
サイカブト	(県:重点対策種)
ホテイアオイ	(国:重点対策外来種)
アメリカハマグルマ	(国:緊急対策外来種、県:重点対策種)
ツルヒヨドリ	(国:緊急対策外来種、県:重点対策種)
ギンネム	(国:重点対策外来種)
タチアワユキセンダングサ	(国:その他の総合対策種)

### 6. 人員、車両、器具等

受託者は、防除等業務を遂行するために必要な人員や車両、たも網、刈払機等の器具類を確保しなければならない。

## 7. 防除等業務の内容

- ①受託者は、委託者からの指示に基づき、現場へ赴き防除等業務を行う。
- ②受託者は、防除等業務を行う際に、地域住民等から外来種の情報を十分に聞き取ること。
- ③受託者は、防除等業務にあたり事故等が発生しないよう安全に十分留意し、危険が伴うと判断した場合は、委託者と協議して適切な措置を講じること。
- ④作業中、カメ類やアフリカマイマイについては、感染症予防のため直接素手で触らないこと。
- ⑤作業後、ヤエヤマシガメについては生きた状態で環境保全課へ、魚介類・昆虫はクリーンセンター（焼却）へ、外来植物は資源リサイクルセンター（堆肥化）へ搬入すること。ただし、アメリカハマグルマについては、拡散を防止するため枯れるまで仮置きする。仮置き場所については、その都度協議する。また、ツルヒヨドリについては、拡散を防止するために根っこからの引き抜き、袋を二重にして仮置きする。仮置き場所については、その都度協議する。
- ⑥受託者は、防除等業務を行った月毎にその業務報告書を、委託者に提出するものとする。

## 8. 業務委託料の支払方法

受託者は、委託者が業務報告書を確認したのち、指定された方法により業務委託料の支払いを請求することができる。

## 9. 環境関係法令等の遵守

受託者は、国、県及び市が定めた法令等を遵守し、環境に負荷を与えないように業務を履行しなければならない。

## 10. 個人情報の取扱い

受託者は業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

## 11. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と受託者間で協議して定める。